

令和2年3月31日

教職員各位

国立大学法人東京海洋大学

## 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について

標記のことについては、「新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合若しくは感染した場合等における本学教職員の就業の取扱いについて」(令和2年3月5日学長裁定)に基づき対応してきたところですが、「新型コロナウイルス対策本部(令和2年3月30日設置)」の決定を踏まえ、以下のとおり取り扱うこととなりますので、お知らせします。

### 記

#### 1. 就業の取扱い

新型コロナウイルス感染症と診断された教職員は、管理監督者からの口頭による職務命令により、自宅待機となります。

#### 2. 自宅待機の期間

感染の診断を受けた日の翌日から治癒したと診断された日までの期間とします。

#### 3. 自宅待機中の給与の取扱い

出勤扱いとし、給与は支払われます。

#### 4. 感染した場合の報告

新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、必要に応じて感染の拡大を防止するための措置を講じる必要があることから、速やかに、電話又は電子メール(出勤しないこと)により、次に掲げる事項について、所属部署<sup>(※1)</sup>へ報告してください。

- ① 診断日
- ② 受診した医療機関
- ③ 現在の状況
- ④ 発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日
- ⑤ 診断日前1ヶ月以内における外国への渡航歴の有無(渡航歴がある場合は、期間、国名及び都市名)
- ⑥ 症状が現れた日以降における本学の関係者との接触の状況(授業、会議等への出席の状況等)
- ⑦ 今後の見通し等に係る医師等の所見

## 5. 感染が疑われる場合について

新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合<sup>(※2)</sup>は、所属部署へ連絡し管理監督者からの口頭による職務命令により、その日から自宅待機となります。なお、速やかに医療機関受診前に保健所等の相談窓口へ連絡してください。

### 【注】

#### (※1)

・教員について、品川地区については、国際・教学支援課品川地区等支援係、越中島地区については、越中島地区事務室管理係へ報告願います。なお、研究室に所属する非常勤職員については、研究室の担当教員へ報告し、報告を受けた担当教員は、それぞれの地区の担当係へ報告願います。

#### (※2)

・判断の目安としては、(ア)風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合又は(イ)強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合、となります。同居の親族等に(ア)又は(イ)の症状がある場合も含みます。

#### (参考)

○「新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合若しくは感染した場合等における本学教職員の就業の取扱いについて」(令和2年3月5日学長裁定)の掲載場所

(学内HP TOP 新型コロナウイルス感染症への対応について)

<https://www.kaiyodai.ac.jp/topics/img/65b726f71536d1e954724a1705b1249e.pdf>

(教職員限定HP 事務局からのお知らせ)

<https://www.kaiyodai.ac.jp/Japanese/shokuin/information/img/65b726f71536d1e954724a1705b1249e.pdf>